

池田町要綱第 27 号

池田町電子決済システム等導入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、池田町電子決済システム等導入補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、池田町補助金等交付規則（平成 4 年池田町規則第 6 号）の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付の目的)

第 2 条 この補助金は、新型コロナウイルス感染拡大防止と非接触によるキャッシュレス決済の導入促進の両立を図ることを目的とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小法人 次のいずれかの要件を満たす法人をいう。ただし、組合若しくはその連合会又は一般社団法人については、その直接又は間接の構成員たる事業者の 3 分の 2 以上が個人又は次のいずれかを満たす法人をいう。

ア 資本金の額又は出資の総額が 10 億円未満であること。

イ 資本金の額又は出資の総額が定められていない場合は、常時使用する従業員（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条に規定する解雇の予告を必要とする者をいう。）の数が 2,000 人以下であること。

(2) 事業所 中小法人又は自ら事業を行う個人（以下「個人事業者」という。）が物の生産、販売、サービスの提供等の事業に係る主たる活動を継続的に行う場所をいう。

(3) キャッシュレス決済 クレジットカード、デビットカード、電子マネー、QRコード決済及びその他の電子的な決済手段であって、購買に繰り返し利用できるものをいう。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象とする者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 池田町内に事業所を有する中小法人又は個人事業者で、かつ、対面で金銭の授受を行っている者
- (2) 申請時点において、町税及び料金の滞納がない者
- (3) 令和3年4月1日以降にキャッシュレス決済、電子決済（以下「電子決済等」という。）を提供する事業者と新規の契約を行った者、行う者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としなない。

- (1) 法人税法（昭和40年法律第34号）第2条第5号に規定する公共法人
- (2) 宗教上の組織又は団体
- (3) 政治団体
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させている者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適性化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業を行う者（性風俗関連特殊営業の委託を受ける者に限る。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、補助金の目的に照らして適当でないと

町長が認める者

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助対象者が令和3年4月1日から令和4年11月30日までの間に実施した町内の事業所の電子決済等の導入に要した次に掲げる経費とする。

- (1) 電子決済等端末及び附属品の購入費用
- (2) 本体機器を据え付けるための設置費用
- (3) 電子決済等端末の設置と併せて行うインターネット回線の開設に要する費用
- (4) 前各号に掲げるもののほか町長が認める経費

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する経費は対象外とする。

- (1) 1つの決済端末につき、同一の機能を有すると認められる機器等が複数台ある場合、その2台目以降の備品購入に係る経費
- (2) リース料及びレンタル料に係る経費
- (3) 国、地方公共団体、商工会等からの補助金その他これに類するものの交付を受ける経費
- (4) 割賦支払いによる経費

(補助金の額等)

第6条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費（消費税及び地方消費税相当額を除く。）の額の2分の1以内の額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、予算の範囲内において交付する。ただし、1事業所につき2万円を上限とする。

2 補助金の交付は、1事業所につき1回限りとする。

(交付の申請)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、

池田町電子決済システム等導入補助金交付申請書（別記第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書（別記第2号様式）
- (2) 申請する事業所の所在地及び事業内容を確認できる書類の写し
- (3) 補助対象経費の内容及び支払額が分かる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

2 補助金の申請期限は、令和4年12月20日までとする。

（補助金の交付決定）

第8条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、内容を審査し、交付の可否を決定し、池田町電子決済システム等導入補助金交付（不交付）決定通知書（別記第3号様式）により申請者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付の決定を受けた者は、補助対象事業の完了後、池田町電子決済システム等導入補助金実績報告書（別記第4号様式）に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 電子決済等端末導入に係る支出が確認できる書類の写し
- (2) 電子決済等端末導入の完了を確認できる写真
- (3) 電子決済等端末導入に係る契約内容の分かる書類の写し
- (4) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類

（補助金の請求）

第10条 前条の規定による通知を受けた者は、速やかに池田町電子決済システム等導入補助金交付請求書（別記第5号様式）を町長に提出しなければならない。

（補助金の返還）

第11条 町長は、申請者が次の各号に該当すると認めるときは、補助金の交

付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正の行為が認められたとき。
- (4) その他町長が返還を必要と認めたとき。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

(失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定に基づき、令和4年12月20日までに申請のあった補助金の交付にかかる第11条の規定については、令和5年3月31日以降もなおその効力を有する。